

公益社団法人 兵庫県柔道整復師会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、公益社団法人兵庫県柔道整復師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を兵庫県神戸市兵庫区塚本通 2 丁目 2 番 2 5 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、日本の伝統医療である柔道整復学及び柔道整復術の進歩発達と柔道整復師の資質の向上を図るとともに、県民の心身の健全な発達及び医療・介護保険制度の円滑な運営に寄与することにより、県民福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復術の医学的研究及び柔道整復師の資質向上を図るための事業
 - (2) 県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- 2 前項各号の事業については、兵庫県内において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 3 章 会 員

(構 成)

第 6 条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 兵庫県内において施術所を有する柔道整復師であって、本会の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会したもの。
- (3) 名誉会員 本会に功績があった者で、理事会の承認を受けたもの。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 本会に入会の申込みがあったときは、遅滞なく理事会において、その諾否を決議し、

その旨書面により申込者に通知する。

(経費の負担)

第 8 条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会（第 13 条に規定する総会をいう。以下同じ。）において会費として別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) すべての正会員の同意があったとき。
- (7) 解散したとき。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(種 類)

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第 14 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告並びに貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (2) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) 経費及び負担金の賦課並びに徴収方法
- (7) 会員の除名
- (8) 重要な財産の処分又は譲り受け
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) 公益認定の取消し等に伴う贈与
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催し、臨時総会は3月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第23条に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

- 2 会長は、開催日の14日前までに、会議の日時、場所、目的である事項その他必要事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 3 会長は、総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的にあたる事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長、副議長)

第18条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数を持って行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 会員の除名
 - (4) 合併、解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事の候補者が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面表決等)

第21条 総会に出席することが出来ない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法により決議し、又は他の正会員を代理人とする場合は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出した上で議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した理事のうち1名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上11名以内(会長及び副会長を含む。)
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事を、一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 4 業務執行理事のうち2名以内を副会長とすることができる。
- 5 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長の選定について理事会は、総会の決議を参考にすることができる。ただし、その方法は理事会の決議により別に定める。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 4 副会長以外の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び副会長その他の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数の員数が欠ける場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての職務を行わなければならない。

(解任)

- 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める理事及び監事の報酬等の支給の基準に従い報酬及び費用を支払う。

(責任の一部免除)

- 第30条 この法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することが出来る。

(外部監事の責任限定契約)

- 第31条 この法人は、前項の賠償責任について、外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金1,000円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部監事と締結することができる。

(名誉会長、顧問、相談役)

- 第32条 本会に、名誉会長1名、顧問40名以内及び相談役5名以内を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に特に功労があった者から理事

会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について要請があった場合、総会及び理事会で別に定める会議に出席し参考意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 3 3 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 3 4 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前 2 号に定めるものの他この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) その他法令で定める事項

(招 集)

第 3 5 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することが出来る。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序による理事が招集する。

5 理事から会議の目的たる事項及びその理由を文章で示して理事会開催の請求があった場合には、会長は速やかにこれを招集しなければならない。

(議 長)

第 3 6 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会は、代理人による議決権行使や書面等による議決権行使は認めない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産)

第42条 本会の財産は、次の各号による。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 負担金
- (3) 寄附金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産により生じた収入
- (6) その他の収入

(寄附金等の受け入れ)

第43条 本会は、第3条の目的を遂行するため、法人及び個人から寄附を受け入れることができる。

2 既納の寄附金等は返還しない。

(財産の管理・運用)

第44条 本会の財産の管理・運用は、理事会の決議により会長が行うものとする。

(経費)

第45条 本会の経費は、会費、寄附金品及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項の定時総会終了後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成19年内閣府令第68号）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分、又は譲受け)

第49条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において決議を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項の決議を経なければならない。

(会計原則)

第50条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるため保有する資金の取扱

- いについては、理事会の決議により別に定める。
- 4 本会は剰余金の分配はできない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第 5 1 条 この定款は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 条。以下「認定法」という。）第 1 1 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 5 2 条 本会は、総会の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解 散)

- 第 5 3 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第 5 4 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第 5 5 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

- 第 5 6 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第 5 7 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告及び計算書類
 - (10) 監査報告
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める。

第10章 公 告

(公告の方法)

第58条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむ得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。